

入札案件概要書(工事)

件名	高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新工事	契約番号 18
履行場所	海老名市 本郷20番地の1	
工期	令和 8 年 7 月 21 日～令和 9 年 3 月 31 日	
予定価格	金 16,786,000 円(税込) 金 15,260,000 円(税抜) 契約金額500万円超となる場合、手持契約件数に加算されます。	
最低制限価格等	無し ※詳細は、高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱要領及び入札告示を参照してください。	
参加条件	営業種目	080 電気 <small>○下請契約の請負代金の合計の額が5千万円(建築一式工事の場合は8千万円)以上となる場合には特定建設業の許可が必要です。併せて、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。</small>
	経営事項審査総合評点	一点以上 ※経審は最新の評価点で判断します。
	参加の地域要件	第 1 区分 地域要件は入札公告で確認してください。
	配置技術者等	現場代理人及び主任技術者は、過去5年以内に照明更新工事の施工管理の経験を有すること。
	手持契約件数制限	契約する手持ち件数が3件以内であること。 (入札参加申込締切日現在、高座清掃施設組合発注の入札案件に限る。)
	その他の要件	なし。
提出書類	<p>◆条件付一般競争入札参加資格確認申込書送付時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設業許可を確認できる書類 ○配置技術者の実績が確認できる書類 ○現場代理人及び主任(監理)技術者の3カ月以上の雇用を確認できる書類の写し <p>※雇用を確認できる書類の種類については、高座清掃施設組合ホームページの・■入札・契約・ダウンロード ◎契約規則等・雇用確認の書類についてを参照してください。</p> <p>◆入札時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入札書に記載する金額に相当する工事費積算内訳書 	
工事概要	<p>高座施設組合屋内温水プールに設備される蛍光灯照明器具を撤去し、LED照明器具に更新する工事</p> <p>1 既設照明器具撤去、2 天井補修(既設器具撤去後の必要箇所のみ)</p> <p>3 新LED照明器具取付け</p> <p>※現地確認は可能です。電話連絡にて、日程調整を行います。</p> <p>※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。</p>	

条件付一般競争入札参加資格確認申込書

令和 年 月 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

認定番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

F A X 番号

使用印

入札に参加したいので、次のとおり申込します。
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 18

件 名 高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新工事

（ 高座清掃施設組合 総務課 契約担当
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp
F A X : 046-238-6010 ）

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- _____

組合の確認（記入不要）		
地 域	第1区分	
営業種目	080 電気	
経 審	点以上	
そ の 他	建設業許可を確認できる書類 配置技術者の実績が確認できる書類 雇用を確認できる書類	

入札書

令和8年7月13日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿住 所
商号又は名称
代表者職氏名
代理人氏名印
印高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額
で入札します。

件名	高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新工事											
金額(税抜)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- (注) 1 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。
- 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。
なお、金額の訂正したものは無効とします。
- 3 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。
封筒は必要ありません。
- 4 落札にあたって、契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税額
を加えた金額とします。なお、消費税率は、10%とします。



委任状

令和8年7月13日

高座清掃施設組合

組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新工事

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



質 問 書

高座清掃施設組合 契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送信日時 : 入札公告を確認してください。

○ 送信先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

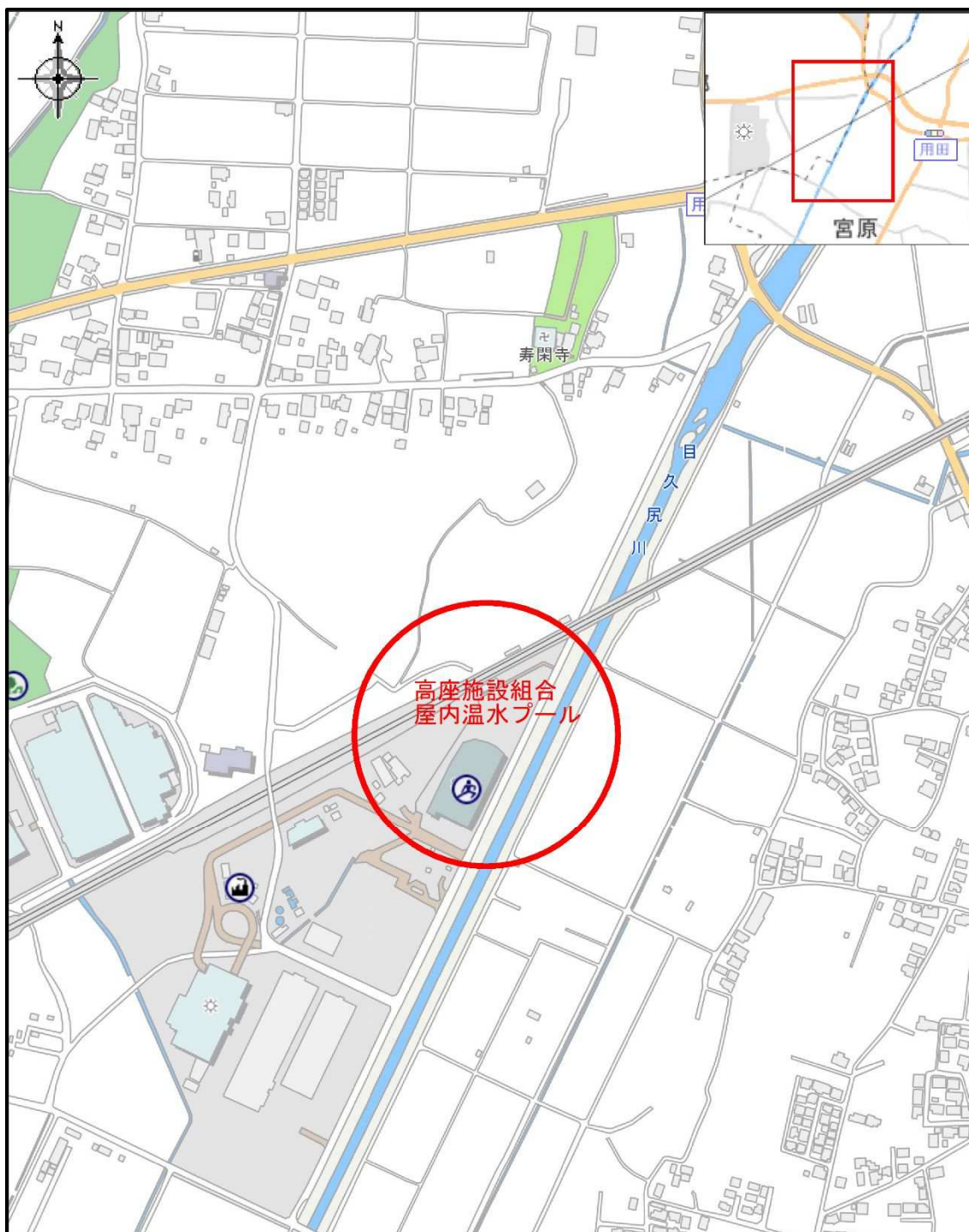
F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認定番号		電話番号	
所在地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番号	
代表者職氏名		担当者名	

契約番号	18
契約件名	高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新工事
質 疑 内 容	

高座施設組合屋内温水プール 案内図



高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新工事
仕様書

1 趣旨

高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新工事(以下「本工事」という。)は、高座施設組合屋内温水プール(以下「プール」という。)に設備される蛍光灯器具を撤去し、LED照明器具に更新することで、今後の施設運営を安全に行うものである。

2 件名

高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新工事

3 履行場所

海老名市本郷20番地の1

4 履行期間

令和8年7月21日から令和9年3月31日まで

5 本工事の対象となる施設の概要

(1) 高座施設組合屋内温水プール

ア 名称	高座施設組合屋内温水プール
イ 所在地	神奈川県海老名市本郷20番地の1
ウ 開設年月	平成5年6月
エ 構造及び規模	RC地上2階建て(一部地下ピット) 延床面積3,007.9㎡
オ 主な施設	1階： エントランスロビー、受付、事務室、機械室、男女更衣室、 男女浴室、男女サウナ室、採暖室、プール室 2階： ロビー、自動販売機コーナー、休憩室、健康ルーム、会議室
カ 開館時間	午前9時30分から午後8時30分まで (高座清掃施設組合屋内温水プール条例(以下「プール条例」という。)第16条第1項) ※現行：午前9時から施設入場可能、午後9時までに施設退場
キ 休館日	(ア) 月曜日(当日が、国民の祝日に関する法律に規定する祝日(以下「祝日」という。)に当たるときを除く。) (イ) 祝日の翌日(土曜日、日曜日及び祝日に当たるときを除く。)

(ウ) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
(プール条例第17条)

6 工事内容

43 特記事項(3)工事内容に記載のとおりとする。

7 工事施工条件

本仕様書で定める事項を除き、現行規格、関係法令によるものとし、受注者は出来る限り工期を短縮する工程を提案するものとする。履行期間中閉館となるのは、週1日(原則毎月曜日)及び連続的に閉館となる、令和8年度高座施設組合屋内温水プール設備補修における施工期間(令和8年12月7日から同月21日までの15日間を予定)のみである。本工事を上記補修と同一時期に施工する場合は、施工場所や施工時期等について他事業者と調整し対応を行うこと。また、開館期間中に施工する場合は、施設利用者に対する利便性、安全性及び防犯対策等の施設管理に十分配慮するとともに、施設機能を確保するために指定管理者が行う、点検、清掃及び保守作業等の支障とならないように行うこと。

8 提出書類

- (1) 受注者は、工事の着手にあたり、次の書類を提出すること。
 - ア 工事着手届
 - イ 工事工程表
 - ウ 現場代理人等選任届
 - エ 下請負人通知書
- (2) 受注者は、工事の完了にあたり、次の書類を履行期間内に提出すること。
 - ア 工事完了届
 - イ 工事完成引渡書
 - ウ 成果品
 - エ その他発注者が必要とする書類
- (3) 受注者は、契約締結後15日以内に次の事項を記載した施工計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。
 - ア 工事概要
 - イ 実施方針
 - ウ 工事工程
 - エ 組織計画
 - オ 下請業者一覧表
 - カ 監督員立会計画
 - キ 打合せ計画

- ク 安全教育計画
- ケ 成果品計画
- コ 使用する主な図書及び基準
- サ 緊急時を含む連絡体制
- シ 交通管理
- ス 環境対策
- セ 再生資源の利用促進及び建設副産物の適正処理方法
- ソ 特記事項等

- (4) 受注者は、提出された書類内容を変更する場合は、その理由を明確にし、発注者の承諾を得ること。
- (5) 監督員が指示した事項については、受注者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

9 工事实績情報の登録

- (1) 工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事カルテの作成及び登録を行うものとする。
- (2) 受注者は、工事カルテを発注者に提出、承諾を受けた後、登録する。登録後は、速やかに発行された工事カルテ受領書の写しを発注者に提出する。

10 施工体制台帳

- (1) 受注者は、国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えなければならない。なお、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付したものでなくてはならない。
- (2) 受注者は、監督員から請求があった場合は、備え置かれた施工体制台帳の閲覧に供しなければならない。
- (3) 受注者は、当該工事を他の下請負業者に請け負わせたときは、国土交通省令で定める事項を記載した再下請負通知書をもって、同項の受注者に対し通知しなければならない。
- (4) 受注者は、他の下請負業者から提出された再下請負通知書を整理し、監督員から請求があった場合は、再下請負通知書の閲覧に供しなければならない。
- (5) (1)の受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に定める各下受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。
- (6) (1)の受注者は、発注者から、当該工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置状況その他工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを

受けることを拒んではならない。

- (7) (1)の受注者は、施工体制台帳、安全衛生管理組織表及び再下請負通知書に変更が生じた場合は、速やかに変更があった年月日を記入して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付後、監督員に提出しなければならない。

11 建設業法等に基づく注意事項

(1) 標識の掲示

標識等は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

ア 建設業許可票の掲示

イ 労災保険関係成立票の掲示

ウ 施工体系図（下請契約のある工事）の掲示

エ 下請負人に対する通知（下請契約のある工事）の掲示

オ 建設業退職共済制度適用事業主の現場標識

カ 緊急時連絡表

キ 作業主任者

ク 建築基準法による確認表示板

ケ その他

- (2) 主任（監理）技術者を配置し、施工管理に遺漏のないようにすること。主任（監理）技術者は、請負金額4,500万円以上（建築一式工事は、9,000万円以上）の場合は専任でなければならない。なお、現場代理人は、現場に常駐し適切な管理を行うこと。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、現場代理人が他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任すること及び常駐を要しないこととすることができる。

12 守秘義務と中立性の義務

受注者は、本工事に係る全ての事項について、他に漏らしたり、これを利用したりしてはならない。

13 疑義

本工事の遂行にあたり、本仕様書に記載がない事項または疑義が生じた場合は、その都度書面にて発注者と受注者の協議によるものとする。ただし、工事遂行上必要と認められる事項については、受注者の費用負担及び責任において実施するものとする。

14 工事内容の変更

発注者が必要であると認めた場合には、発注者と受注者の協議により工事内容の変更を行う。

15 検査

受注者は、工事完了後、指定された書類一式の検査を受けるものとし、発注者の検査合格後、検査に合格した書類一式の納品をもって工事完了とする。

16 成果品

受注者は、工事の成果品として次の書類を履行期間内に提出すること。

- (1) 工事完成図書 2部(正・副)

工事報告書

工事図面(関連箇所1式)

工事写真

附属品図

取扱説明書等

予備品リスト

材料検査簿

打合せ記録簿

- (2) 成果品原稿電子データ(DVD) 1式

- (3) その他発注者が認める書類 1式

電子データ納品物については、最新のウィルス対策ソフトでウィルスチェックを実施し、結果を添付すること。

工事写真は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年改定)(国土交通省)」に従い撮影すること。なお写真帳(アルバム)については、紙媒体とし、工事完成図書に含めること。

17 帰属

成果品及び作業過程において作成された資料等に対する一切の権利は発注者に帰属する。また、受注者がこれら成果品等を第三者へ提供すること及び内容を転載すること等は禁止する。

18 環境対策

- (1) 報告書の用紙は再生紙を使用するように努めること。

- (2) 車両を利用する場合は、作業効率を考慮し車両の使用回数を控えるよう検討すること。また、環境に配慮した車両の使用に努めること。

(例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)

- (3) 工事実施時にOA機器等、電力を使用する際は節電に努めること。

- (4) 本工事に使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康の影響に配慮すること。

19 工事の一時中止

- (1) 発注者は、次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面（一時中止について）をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。また、工事を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとするとともに、受注者は工事の続行に備え現場を保全しなければならない。

なお、暴風、豪雨、地震等、自然的または人為的な事象による工事の中断については、「41 臨機の措置」により適切に対応しなければならない。

ア 関連する他の設備補修、工事等の進捗が遅れたため本工事の続行を不相当と認めた場合

イ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適切または不可能となった場合

ウ 受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

- (2) 一時中止した工事に係る請負代金額に変更が生じた場合、高座清掃施設組合契約規則第73条により、発注者と受注者による協議により金額を決定し、協議書（一時中止中の工事に伴う請負代金額の変更について）を提出しなければならない。
- (3) 一時中止中の工事を再開する場合は、監督員からの通知（一時中止中の工事再開について）を受け、通知に記載される再開日より工事を再開しなければならない。

20 材料の選定・変更

- (1) 使用する材料は、監督員の確認の検査を受け、これに合格した材料のみを使用しなければならない。
- (2) 使用する材料は、製造、出荷年月等に十分注意し、可能な限り当該工事施工年のものを使用する。
- (3) 設計図書で規格が明示されていない材料で日本工業規格（J I S）に定めのある材料は、軽微なものを除き J I S 製品を使用しなければならない。また、監督官公庁、電気、ガス供給者その他の規格並びに取締り規程がある場合は、これに合格または承認済みのものを使用しなければならない。
- (4) 設計図書に明示されている材料のうち、受注者の理由によりこれを変更したい場合、機能に支障がなく、かつ、材料の全体としての性能が設計仕様を十分に満足する時は、監督員の承諾を得て使用することができる。この場合契約金

額の増減は、発注者、受注者の協議により定めるものとする。

- (5) 石綿（アスベスト）含有材料を使用してはならない。

21 材料検査

- (1) 設計図書に記載されている材料は検査を行うこと。検査は、必要に応じて検査要領書、試験要領書に基づき実施する。検査及び試験要領書は、その方法等を詳細に記入し、施工の段階に沿って提出し、予め監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 使用する材料のうち発注者が特に必要と認めたものは、製作工場等において監督員の立会のもとで試験を行い、試験結果報告書を提出しなければならない。なお、このときの試験に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 監督員の検査に合格後の材料であっても、損傷その他欠陥を生じ使用に不相当と認められるものは、監督員の指示に従い交換し、検査を受けなければならない。

22 建設副産物

- (1) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日国土交通省事務次官通達）、建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版 環境省）を順守して、建設副産物の発生量抑制、適正処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- (2) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
- (3) 受注者は、建設リサイクル法に定められた「一定規模以上の」建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を施工現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、施工完了後速やかに実施状況を記録し監督員に提出しなければならない。
- (5) 建設副産物のうち有価物については、売却益を発生材処分費より差し引く。なお、処分後は、発生材報告書を作成し、処分の方法及び引取りを証明する書類を添付の上、監督員に提出する。

23 関連工事との調整

受注者は、隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

24 安全確保

- (1) 受注者は、建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課企画専門官 平成 17 年 3 月 31 日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- (2) 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- (3) 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- (4) 受注者は、施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- (5) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- (6) 受注者は、施工現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉及び立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- (7) 受注者は、施工期間中、安全巡視を行い、施工区域及びその周辺の監視または連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- (8) 受注者は、工事契約後ただちに、作業員全員の参加により半日以上時間を割当て、次に挙げるものから実施する内容を選択し、安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - イ 当該工事内容等の周知徹底
 - ウ 安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - エ 当該工事における災害対策訓練
 - オ 当該工事の現場で予想される事故対策
 - カ その他、安全・訓練等として必要な事項
- (9) 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を記した安全教育計画書を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。

- (10) 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または実施状況を撮影した写真が添付された報告等を記載した、安全教育報告書を作成し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (11) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、施工中の安全を確保しなければならない。
- (12) 受注者は、施工現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うこと。
- (13) 監督員が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (14) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- (15) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

25 爆発及び火災の防止

受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、火気を使用する場合は、施工中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した火気使用に係る計画書を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での喫煙または火気の使用を禁止すること。
- (3) 受注者は、ガソリン、重油、オイル、塗料等引火性のある物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、指定場所以外に持ち込まないこと。

26 監督員による段階確認及び立会等

- (1) 受注者は、工事着手までに日程等を記載した立会一覧表を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、監督員の立会を求める場合に当たっては、立会願を監督員に提出し、必要な場合は立会要領書を提出しなければならない。
- (3) 監督員は、工事が契約図書どおり行なわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、現場または製作工場に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

- (4) 受注者は、監督員による段階確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
- (5) 監督員による段階確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 段階確認は、次に掲げる事項に基づいて行うものとする。
 - ア 受注者は、その工事監督基準表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
 - イ 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認時期等）を段階確認願により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
 - ウ 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
 - エ 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- (7) 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を設備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

27 出来形確認

- (1) 受注者は、発注者に請求を行った場合は、出来形部分に係る検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に部分払いの請求を行うときは、同項(1)の検査を受ける前に工事の既成部分払申請書及び既成部分払検査依頼書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査
 - イ 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査
- (4) 発注者は、出来形部分に係る検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

28 完成検査及び引渡し

受注者は工事完了後、工事完成届を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。受注者は完成検査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び提出書類一式を納品し、発注者の承認をもって工事の引渡しとする。なお、納品後に不備または不都合な点が発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

- (1) 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次に掲げる要件をすべて

満たさなくてはならない。

- ア 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - イ 監督員の請求した改造が完了していること。
 - ウ 設計図書により義務付けられた記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - エ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- (2) 発注者は、検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

29 部分使用

- (1) 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
- (2) 受注者は、発注者が当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査または監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)を受けるものとする。

30 施工管理

- (1) 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- (2) 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置すること。また、プール開館中の標示を利用者に支障がないように掲示すること。工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、開館中を知らせる標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
- (3) 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- (4) 受注者は、工事に使用する指定機械を搬入・搬出する際には、監督員に通知しなければならない。
- (5) 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとします。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- (6) 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- (7) 受注者は、工事中に拾得物を発見または拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。

31 工事関係者に対する措置請求

- (1) 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の順守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 発注者は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の順守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

32 後片付け

受注者は、施工の完了または一部の完成後は仮設物を取払い、受注者所有の機器、残材、残骸及び各種の仮設物を速やかに片付け、かつ、場外に撤去するとともに、現場周り及び施工にかかる部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。

33 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を期日までに、提出しなければならない。

34 交通安全管理

- (1) 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、高座清掃施設組合契約規則第 77 条によって処置するものとする。
- (2) 受注者は、工事用車両による資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について協議の上、災害の防止を図らなければならない。
- (3) 公衆の交通が自由、かつ、安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により施工を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- (4) 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知等必要な安全対策を講じなければならない。
- (5) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路

法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

- (6) 本工事においては、工事現場までの通行道路において、東海道新幹線高架下を通行する。東海道新幹線高架高さは 3.7m である。

35 施設管理

受注者は、施工現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもって不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

36 諸法令の順守

- (1) 受注者は、当該工事に関する諸法令を順守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (3) 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが同項 1 号の諸法令に照らし不適當または矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員と協議しなければならない。

37 官公庁等への手続等

- (1) 受注者は、履行期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受注者は、工事の施工にあたり必要となる関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。また、組合が届け出るべき届出等の提出に必要な書類作成等に協力すること。
- (3) 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- (5) 受注者は、国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- (6) 受注者は、前号までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

38 不可抗力による損害

- (1) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、工事災害通知書に

より監督員に報告するものとする。

(2) 設計図書で定めた基準とは、次に掲げるものを言う。

ア 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上

(イ) 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上

(ウ) 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上

(エ) その他設計図書で定めた基準

イ 強風(最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合)に起因する場合

ウ 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

エ 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

39 特許権等

(1) その他の第三者の権利とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいいます。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

(2) 受注者は、工事の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

(3) 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとします。なお、前号の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

40 保険の付保及び事故の補償

(1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(2) 受注者は、雇用者等の工事に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

41 臨機の措置

(1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速や

かに監督員に報告しなければならない。

- (2) 監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の順守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

42 契約不適合

- (1) 発注者は、工事目的物に契約不適合があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) 発注者は、契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、規定による引渡しを受けた日から、1年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- (3) 発注者は、工事目的物が(1)の契約不適合により滅失又はき損したときは、(2)に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に(1)の権利を行使しなければならない。
- (4) (1)の規定は、工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

43 特記事項

(1) 共通仕様

- ア 受注者は、作業前に監督員と十分に打合せを行い、施設の運用及び作業等に支障のないように実施すること。
- イ 点検・補修作業に当たり、工程表、点検・施工要領等を記載した施工計画書を提出し、監督員と十分に打合せをすること。
- ウ 点検作業中に部品交換の必要性が生じた場合は、直ちに報告すること。
- エ 点検結果により緊急的に補修が必要となった場合は、監督員と協議し、工事打合簿を提出し、補修を行うものとする。
- オ 溶接による補修については、溶材を含むものとする。
- カ 本仕様書に記載のない軽微な各部塗装については、塗料を含むものとします。
- キ 工事によって発生する廃材等については、適正な処分をすること。
- ク 工事の実施にあたり、養生を行い既存施設に損傷、汚損等を発生させないこと。これらが確認された場合には、受注者の責任において補修すること。
- ケ 工事完了後は、整理清掃後片付けを実施すること。
- コ 機器の選定にあたっては、既存の吊ボルト等落下防止接続具に取付け可能な

ものとする。

サ 照明器具は、取付け及び配線完了後に全数の点灯試験を行うこと。また、非常用照明については、交換設置後に照度を測定すること。

(2) 注意事項

ア 受注者は、作業中みだりに予定以外の場所に立ち入らないこと。

イ 主任技術者は、安全措置のすべてについて確認するとともに作業を直接指揮し、必要に応じて監督員の意見を求め適切な処理を講ずること。

ウ 成果品を含めた書類を履行期間内に提出すること。

(3) 工事内容

ア 既設照明器具撤去

(ア) 対象器具：216 台

撤去する器具の詳細は、別紙1 撤去器具一覧表のとおり。

イ 天井補修

撤去後の必要箇所のみ、天井ボードの天井補修を行うこと。

ウ 新 LED 照明器具取付け

(ア) 対象器具：210 台

取付ける器具の詳細は、別紙2 取付器具一覧表のとおり。

(4) 発生材処分

別紙1 撤去器具一覧表

撤去する既設器具(蛍光灯又はLED灯)	個数	設置場所(数字は複数設置の場合の器具数)	撤去対象器具 明細図記号	代価表番号
蛍光灯 FL 10W×1 壁付 使用中灯	1	2階多目的トイレ1	あ	41
蛍光灯 FL 20W×1 棚下灯 直付形	1	1階職員休憩室1	い	42
蛍光灯 FL 20W×1 棚下灯 直付形	1	2階給湯室1	い	42
蛍光灯 FL 20W×1 直付形 逆富士形	1	2階清掃員室1	い	42
LEDへースライト 20W×1相当 埋込形 下面開放形	1	1階職員通路1	う	43
蛍光灯 FL 20W×2 埋込形 下面開放形	1	1階職員休憩室1	え	44
蛍光灯 FL 20W×5灯 シーリングライト	1	1階職員休憩室1	お	45
蛍光灯 FLR 40W×1 壁直付形 片反射笠付	1	1階バイクスペース1	か	46
蛍光灯 FLR 40W×1 直付形 逆富士形・SUS・WP×2連結	1	1階男子トイレ1	か	46
蛍光灯 FLR 40W×1 直付形 逆富士形・SUS・WP×2連結	1	1階女子トイレ1	か	46
蛍光灯 FLR 40W×1 直付形 逆富士形	1	1階倉庫1	か	46
蛍光灯 FLR 40W×1 直付形 逆富士形	1	1階職員休憩室1	か	46
蛍光灯 FLR 40W×1 壁直付形 片反射笠付	6	1階機械室6	か	46
蛍光灯 FLR 40W×1 直付形 逆富士形 SUS・WP	2	1階女子プール行き通路2	か	46
蛍光灯 FLR 40W×1 直付形 逆富士形	1	2階EPS1	か	46
FL 40W×1 直付形 非常照明一体型(白熱灯) WP	1	1階女子プール行き通路1	き	47
蛍光灯 FLR 40W×1 埋込形 下面開放形	2	1階職員通路2	く	48
蛍光灯 FLR 40W×1 埋込形 SUS・WP×2連結	2	2階男子トイレ2	く	48
蛍光灯 FLR 40W×1 埋込形 SUS・WP×2連結	1	2階女子トイレ1	く	48
蛍光灯 FLR 40W×1 チェーン吊 笠付	1	1階EPS1	け	49
FL 40W×1 埋込形 非常照明一体型(白熱灯)	2	1階職員通路2	こ	50
蛍光灯 FLR 40W×2 埋込形 下面開放形 SUS・WP	1	1階保健室1	さ	51
蛍光灯 FLR 40W×2 埋込形 下面開放形 SUS・WP	1	1階監視員室1	さ	51
蛍光灯 FLR 40W×2 埋込形 乳白カバー付	4	2階会議室4	さ	51
蛍光灯 FLR 40W×2 埋込形 ルーバー付	13	2階健康ルーム13	さ	51
蛍光灯 FWL 36W×2埋込形(器具のみ) (現状、電球取外し) ※代替のLEDへースライト1灯直付形設置(経年により交換対象)	19	2階11-19	さ	51
蛍光灯 FWL 36W×2埋込形(器具のみ) (現状、電球取外し) ※代替のLEDへースライト1灯直付形設置(経年により交換対象)	2	2階会議室前廊下2	さ	51
蛍光灯 FLR 40W×2 埋込形 非常照明一体型(白熱灯) SUS・WP	1	1階監視員室1	し	52
蛍光灯 FLR 40W×2 チェーン吊 笠付	1	1階消火ポンプ室1	す	53
蛍光灯 FLR 40W×2 チェーン吊 笠付	6	1階ボイラー室6	す	53
蛍光灯 FLR 40W×2 チェーン吊 笠付	27	1階機械室27	す	53
蛍光灯 FLR 40W×2 チェーン吊 笠付	4	1階器具庫4	す	53
蛍光灯 FLR 40W×2 直付形 逆富士形・SUS・WP×2連結	1	1階男子シャワー室1	せ	54
蛍光灯 FLR 40W×2 直付形 逆富士形・SUS・WP×2連結	1	1階女子シャワー室1	せ	54
蛍光灯 FLR 40W×2 埋込形 乳白カバー付×5連結	2	2階会議室1	そ	55

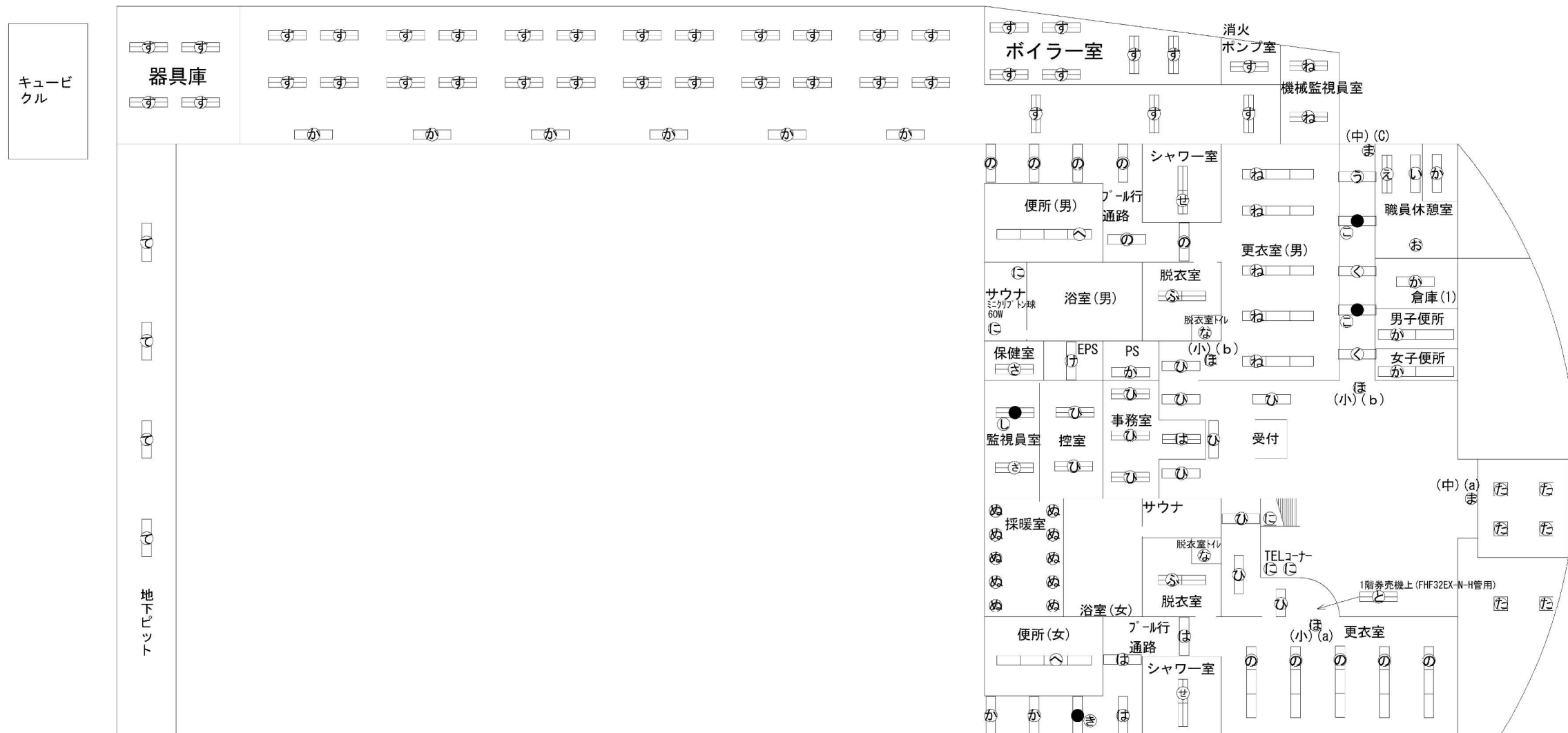
撤去する既設器具(蛍光灯又はLED灯)	個数	設置場所(数字は複数設置の場合の器具数)	撤去対象器具 明細図記号	代価表番号
蛍光灯 FPL36W×3 埋込形 ルーバー付	2	1階玄関2	た	56
蛍光灯 FPL36W×3 埋込形 ルーバー付	4	1階風除室4	た	56
蛍光灯 FLR 40W×5 埋込形 乳白カバー付	3	2階休憩室3	ち	57
蛍光灯 FLR 110W×1 埋込形 黒板灯	1	2階会議室1	つ	58
蛍光灯 FHF32W×1 直付形 笠付	4	地下ピット通路4	て	59
蛍光灯 FHF32W×2 埋込形 逆富士形	1	1階券売机上軒天1	と	60
蛍光灯 FWL 36W×2 埋込形 ルーバー付	3	2階キッズスペース3	と	60
ダウンライト 13W×1 埋込形	1	1階男子脱衣室トイレ1	な	61
ダウンライト 13W×1 埋込形	1	1階女子脱衣室トイレ1	な	61
ダウンライト 27W×1 埋込形	1	2階給湯室1	な	61
ダウンライト 27W×1 埋込形	4	2階トイレ前通路4	な	61
IL60W×1 ホールランプ 壁付ブラケット	1	1階ピット階段下倉庫1	に	62
ミッドランプ 電球60W×1 壁付ブラケット	2	1階ピットTELコーナー2	に	62
ミッドランプ 電球 60W×1 壁付ブラケット	2	1階男子サウナ室2	に	62
ダウンライト 150W×1 埋込形 WP	10	1階採暖室10	ぬ	63
メタルハライド灯 250W×1 埋込形(器具本体のみ)(オートリフター撤去を含む。)	8	ピット吹抜天井8	☆	64
LEDシーライト40W×1相当 直付形 下面開放形	10	2階ピット-8、2階会議室前廊下2	ね	65
LEDシーライト40W×2相当 直付形 逆富士形	2	1階機械監視員室2	ね	65
LEDシーライト40W×1相当 直付形 逆富士形×3連結	5	1階男子更衣室5	の	65
LEDシーライト40W×1相当 直付形 逆富士形×3連結	5	1階女子更衣室5	の	65
LEDシーライト20W×2相当 埋込形 下面開放形	1	1階事務室1	は	66
LEDシーライト40W×1相当 埋込形 下面開放形	3	1階女子更衣室入口3	ひ	67
LEDシーライト23W×1 埋込形 下面開放形	3	1階事務室3	ひ	67
LEDシーライト40W×1相当 埋込形 下面開放形	3	1階ピット-3	ひ	67
LEDシーライト40W×1相当 埋込形 下面開放形	1	1階事務室入口1	ひ	67
LEDシーライト40W×1相当 埋込形 下面開放形	1	1階男子更衣室入口1	ひ	67
LEDシーライト40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP	9	1階男子プール行き通路6、1階女子プール行き通路3	ひ	67
LEDシーライト40W×2相当 埋込形 下面開放形	2	1階控室2	ひ	67
LEDシーライト40W×2相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×2連結	1	1階男子脱衣室1	ふ	67
LEDシーライト40W×2相当 埋込形 逆富士形・SUS・WP×2連結	1	1階女子脱衣室1	ふ	67
LEDシーライト40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×4連結	1	1階男子プールトイレ1	へ	67
LEDシーライト40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×4連結	1	1階女子プールトイレ1	へ	67
誘導灯 FL 10W×1 避難口片面(壁付)	1	1階男子更衣室入口1	ほ	68
誘導灯 FL 10W×1 避難口片面(天井付)	1	1階女子更衣室入口1	ほ	68
誘導灯 FL 10W×1 避難口片面(壁付)	1	1階ピット-職員通路入口1	ほ	68
誘導灯 FL 20W×1 避難口片面(天井付)(矢印あり)	1	1階職員入口1	ま	68
誘導灯 FL 20W×1 避難口片面(天井付)	1	1階風除室11	ま	68
誘導灯 FL 20W×1 避難口両面(天井付)(矢印あり)	1	2階階段頂部1	ま	68

別紙2 取付器具一覧表

器具種別	個数	設置場所	取付対象器具 明細図記号	代表番号
LED ⁺ -スライト 20W×1相当 直付形 逆富士形	1	2階清掃員室1	ウ	1
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 直付形 笠付 SUS・WP	4	地下ビ ⁺ ト通路4	カ	2
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 壁直付形 片反射笠付	7	1階機械室6、1階 ⁺ イ ⁺ ス ⁺ -ス1	オ	3
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 フェン吊 笠付	1	1階EPS1	ノ	4
LED ⁺ -スライト 40W×2相当 フェン吊 笠付	38	1階消火ポン ⁺ 室1、1階 ⁺ イ ⁺ 室6、1階機械室27、1階器具庫4	ハ	5
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 直付形 逆富士形	3	1階職員休憩室1、1階倉庫1、2階EPS1	エ	6
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 直付形 逆富士形×3連結	10	1階男子更衣室5、1階女子更衣室5	ケ	7
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 直付形 逆富士形 SUS・WP×2連結	2	1階男子 ⁺ ト ⁺ 1、1階女子 ⁺ ト ⁺ 1	ク	8
LED ⁺ -スライト 40W×2相当 直付形 逆富士形 SUS・WP×2連結	2	1階男子 ⁺ ワ ⁺ 室1、1階女子 ⁺ ワ ⁺ 室1	コ	9
LED灯 シルク ⁺ ライト 10畳用 (現状直接配線)	1	1階職員休憩室1	ヒ	10
LED ⁺ -スライト 20W×1相当 埋込形 下面開放形	1	1階職員通路1	サ	11
LED ⁺ -スライト 20W×2相当 埋込形 下面開放形	2	1階職員休憩室1、1階事務室1	シ	12
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形	12	1階職員通路4、1階 ⁺ ト ⁺ -3(男子更衣室入口側2・受付後方1)、1階女子更衣室入口3、1階事務室入口1、1階男子更衣室入口1	ス	13
LED ⁺ -スライト 40W×2相当 埋込形 乳白 ⁺ 付	4	2階会議室4	ツ	14
LED ⁺ -スライト 40W×2相当 埋込形 ⁺ 付	13	2階健康 ⁺ 13	テ	15
LED ⁺ -スライト 40W×2相当 埋込形 乳白 ⁺ 付×5連結	2	2階会議室2	ニ	16
LED ⁺ -スライト 40W×5相当 埋込形	3	2階休憩室3	ヌ	17
LED ⁺ -スライト 40W×2相当 埋込形 下面開放形 ⁺ 抑制形	8	1階券売機上軒天1、1階事務室3、1階控室2、1階機械監視員室2	チ	18
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP	12	1階男子 ⁺ ル ⁺ 行き通路6、1階女子 ⁺ ル ⁺ 行き通路6	セ	19
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×2連結	3	2階男子 ⁺ 1、2階女子 ⁺ 1	ソ	20
LED ⁺ -スライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×4連結	2	1階男子 ⁺ 1、1階女子 ⁺ 1	タ	21
LED ⁺ -スライト 40W×2相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP	3	1階保健室1、1階監視員室2	ト	22
LED ⁺ -スライト 40W×2相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×2連結	2	1階男子脱衣室1、1階女子脱衣室1	ナ	23
LED ⁺ -スライト 110W×1相当 埋込形 黒板灯	1	2階会議室1	ネ	24
LED ⁺ ライト 350 ⁺ 埋込形	24	2階キ ⁺ ス ⁺ -ス3、2階 ⁺ -19、2階会議室前廊下2	フ	25
LED ⁺ ライト 450 ⁺ 埋込形 (防虫仕様又は電球色)	6	1階玄関2(IP65以上)、1階風除室4	ヘ	26
LED ⁺ -スライト 10W×1相当 壁付 使用中灯	1	2階多目的 ⁺ 1	ア	27
LED ⁺ -スライト 20W×1相当 直付形 棚下灯	2	1階職員休憩室1、2階給湯室1	イ	28
LED灯 60W相当 壁付 ⁺ ラケットライト 露出形	2	1階 ⁺ -TELコナ2	ム	29
LED灯 100W相当 壁付 ⁺ ラケットライト 露出形	1	1階 ⁺ -階段下倉庫1	メ	30
LED ⁺ ラケットライト 13W相当 埋込形 150φ	2	1階男子脱衣室 ⁺ 1、1階女子脱衣室 ⁺ 1	ホ	31
LED ⁺ ラケットライト 27W相当 埋込形 150φ	5	2階 ⁺ 前通路4、2階給湯室1	マ	32
LED ⁺ ラケットライト 150W相当 埋込形 250φ WP (約7000lmクラス)	10	1階採暖室10	ミ	33
LED高天井 ⁺ ラケットライト 埋込形 400φ 高天井照明	8	⁺ -吹抜天井8 ※既設 ⁺ 撤去のみ8あり。	☆	34
LED灯 ⁺ 用(耐熱、防湿仕様) (現状壁付 ⁺ ラケット)	2	1階男子 ⁺ 室2	◇	35
LED誘導灯 C級 避難口	3	1階男子更衣室入口(壁付)1、1階女子更衣室入口(天井付)1、1階 ⁺ -職員通路入口(壁付)1	◎(小)	36
LED誘導灯 B級 BL形 避難口片面 (1階職員入口用は避難方向矢印付き)	2	1階職員入口(天井付)1、1階風除室(天井付)1	◎(中)	37
LED誘導灯 B級 BL形 避難口両面 (避難方向矢印付き)	1	2階階段頂部(天井付)1	◎(中)(両)	38
LED非常灯 埋込形 専用型 低天井 小空間用 電池内蔵型	2	1階職員通路2	●(1)	39
LED非常灯 埋込形 専用型 低天井 小空間用 WP 電池内蔵型	2	1階監視員室1、1階女子 ⁺ ル ⁺ 行き通路1	●(2)	40

高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新事

撤去対象器具明細図_1階



※建屋外壁の電灯7灯及びガーデンライト(植え込み内)1灯プロット済み。駐車場ポールライトは全て交換済

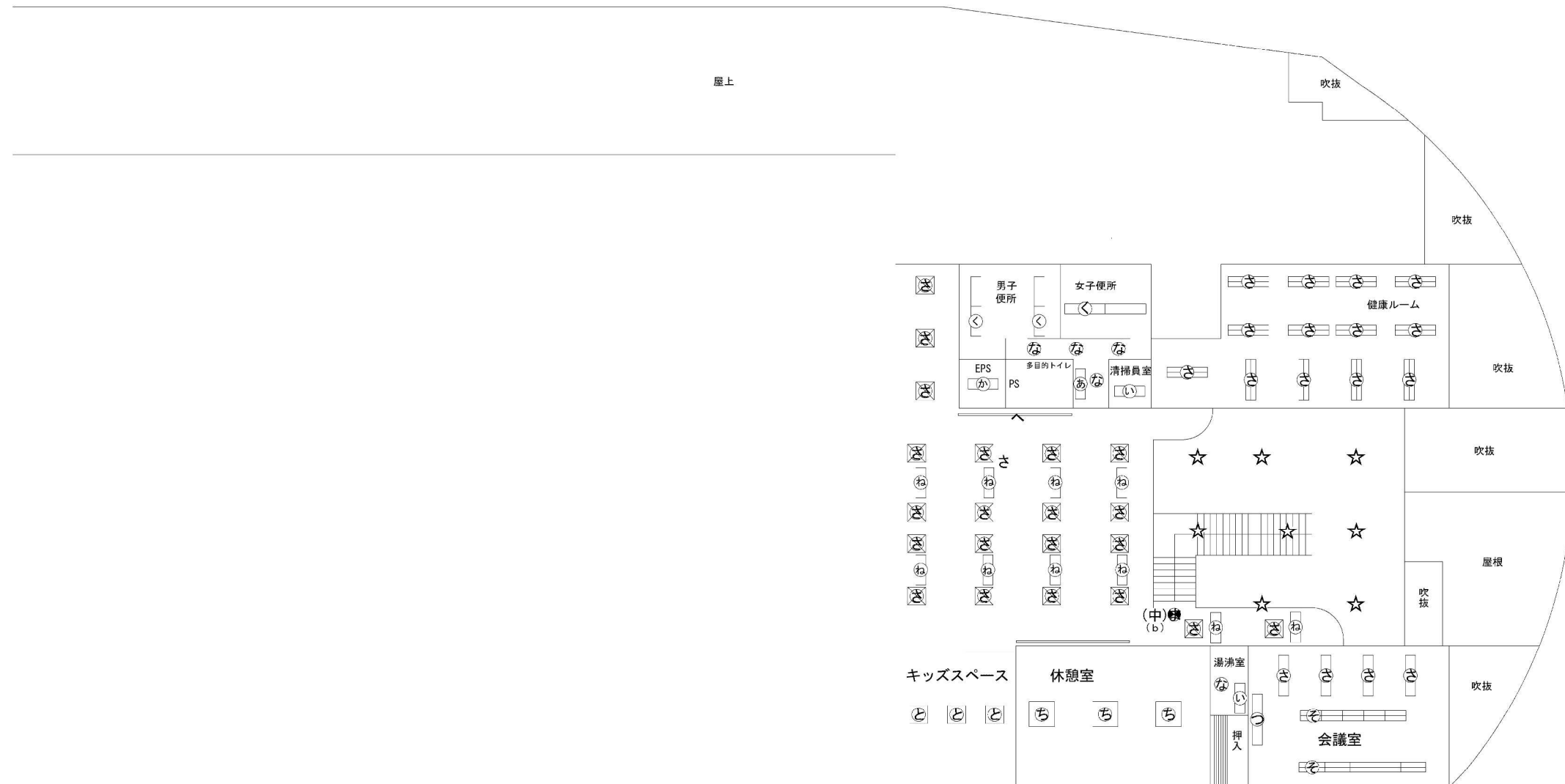
※キュービクルに蛍光灯(FHF32EX-N-H)4台あるが、交換対象除外とし図にプロットしていない。)

☒印は、器具本体は残っているが電球が取り外されている物(代わりに、LEDベースライトを設置し「代」と示している。)

※ライト種別が「L」で斜線を引いてある器具は、設置後時間が経過したLED照明器具を表し、交換対象となるもの

高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新事

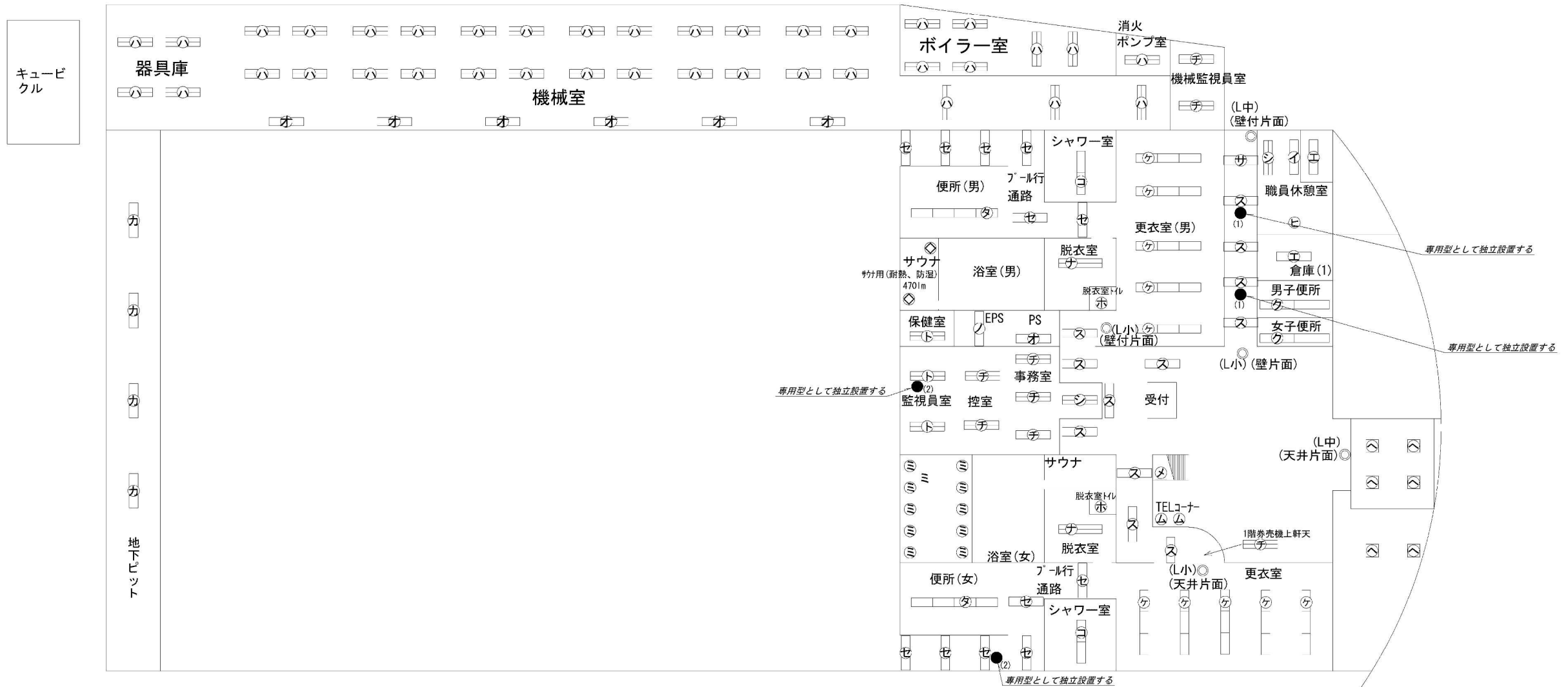
撤去対象器具明細図_2階



⊗印は、器具本体は残っているが電球が取り外されている物(代わりに、LEDベースライトを設置している。)
(代替のLEDベースライトは天井ボード直付けで落下懸念があり、古いため撤去し、元のスクエアライトの位置に新たなLEDスクエアライトを設置する。)
※ライト種別を「L」と斜線で示している器具は、設置後時間が経過したLED照明器具で交換対象となるものを示す。

高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新事

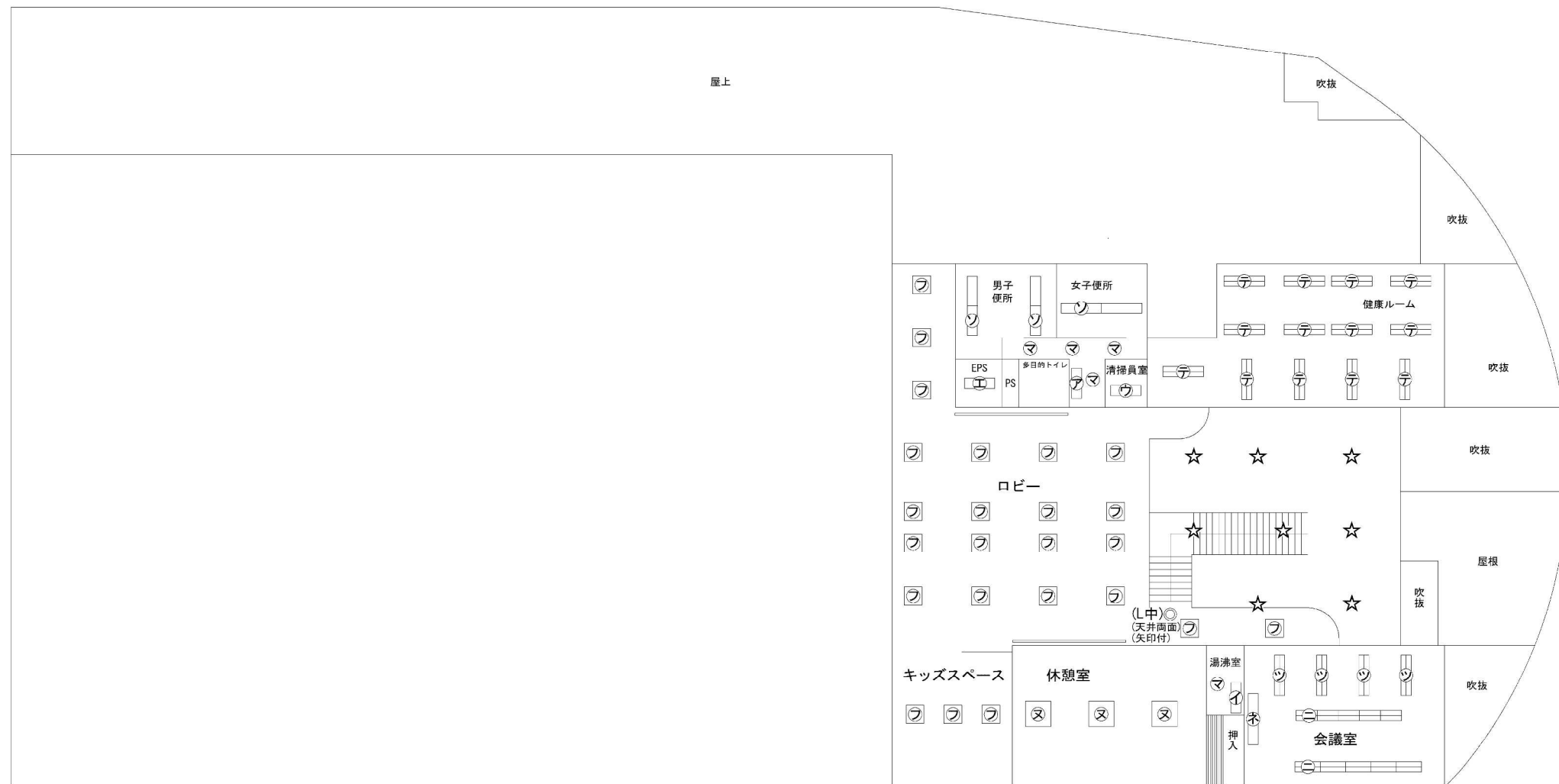
取付器具明細図_1階



※ライト種別 フ・へ：スクエアライト、ホ・マ・ミ・☆：ダウンライト、ヒ：シーリングライト、●：非常灯、◎：誘導灯
 その他にベースライト・壁付ブラケット等の種別あり。 (全てのライトがLED灯のため「L」の表示はなし。)

高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新事

取付器具明細図_2階



※ライト種別 フ・ヘ：スクエアライト、ホ・マ・ミ・☆：ダウンライト、ヒ：シーリングライト、●：非常灯、◎：誘導灯
 その他にペーサーライト・壁付ブラケット等の種別あり。 (全てのライトがLED灯のため「L」の表示はなし。)

令和8年度	起案 第 号					
款	6項	1目	1節	14		

工 事 費 設 計 書

件 名 高座施設組合屋内温水プール蛍光灯撤去及びLED照明更新工事

期 間 令和8年7月21日 ~ 令和9年3月31日

場 所 海老名市本郷20番地の1

合計金額 金 円也
(消費税相当額を含む)

項目	内容	単位	数量	単価	金額	備考
工事費		式	1			
消費税相当額		%	10			
合計金額						

種目別内訳書						
						(1式当り)
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	適用
直接工事費						
プール室を除く諸室		1	式			
計						
共通費						
共通仮設費		1	式			
現場管理費		1	式			
一般管理費		1	式			
計						
合計(工事価格)		1	式			
消費税等相当額		1	式			
総合計(工事費)		1	式			

明細書						第1号-明細書 (1式当り)
LED照明器具						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	適用
LEDへーすらいと 20W×1相当 直付形 逆富士形		1	台			代価表-1
LEDへーすらいと 40W×1相当 直付形 笠付 SUS・WP		4	台			代価表-2
LEDへーすらいと 40W×1相当 壁直付形 片反射笠付		7	台			代価表-3
LEDへーすらいと 40W×1相当 チェーン吊 笠付		1	台			代価表-4
LEDへーすらいと 40W×2相当 チェーン吊 笠付		38	台			代価表-5
LEDへーすらいと 40W×1相当 直付形 逆富士形		3	台			代価表-6
LEDへーすらいと 40W×1相当 直付形 逆富士形×3連結		10	台			代価表-7
LEDへーすらいと 40W×1相当 直付形 逆富士形 SUS・WP×2連結		2	台			代価表-8
LEDへーすらいと 40W×2相当 直付形 逆富士形 SUS・WP×2連結		2	台			代価表-9
LED灯 シーリングライト 10畳用	(現況は直接配線)	1	台			代価表-10
LEDへーすらいと 20W×1相当 埋込形 下面開放形		1	台			代価表-11
LEDへーすらいと 20W×2相当 埋込形 下面開放形		2	台			代価表-12
LEDへーすらいと 40W×1相当 埋込形 下面開放形		12	台			代価表-13
LEDへーすらいと 40W×2相当 埋込形 乳白カバー付		4	台			代価表-14
LEDへーすらいと 40W×2相当 埋込形 ルーバー付		13	台			代価表-15
LEDへーすらいと 40W×2相当 埋込形 乳白カバー付×5連結		2	台			代価表-16

LEDへ`-スライト 40W×5相当 埋込形		3	台			代価表-17
LEDへ`-スライト 40W×2相当 埋込形 下面開放形 グレ`抑制型		8	台			代価表-18
LEDへ`-スライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP		12	台			代価表-19
LEDへ`-スライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×2連結		3	台			代価表-20
LEDへ`-スライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×4連結		2	台			代価表-21
LEDへ`-スライト 40W×2相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP		3	台			代価表-22
LEDへ`-スライト 40W×2相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×2連結		2	台			代価表-23
LEDへ`-スライト 110W×1相当 埋込形 黒板灯		1	台			代価表-24
LEDスクエアライト 350タイプ 埋込形		24	台			代価表-25
LEDスクエアライト 450タイプ 埋込形 (防虫仕様又は電球色)		6	台			代価表-26
LEDへ`-スライト 10W×1相当 壁付 使用中灯		1	台			代価表-27
LEDへ`-スライト 20W×1相当 直付形 棚下灯		2	台			代価表-28
LED灯 60W相当 壁付ブラケットライト 露出形		2	台			代価表-29
LED灯 100W相当 壁付ブラケットライト 露出形		1	台			代価表-30
LEDダウンライト 13W相当 埋込形 150φ		2	台			代価表-31
LEDダウンライト 27W相当 埋込形 150φ		5	台			代価表-32
LEDダウンライト 150W相当 埋込形 250φ WP		10	台			代価表-33
LED高天井ダウンライト 埋込形 400φ 高天井照明		8	台			代価表-34

LED灯 サウナ用(耐熱、防湿仕様)	(現況は壁付ブラケット)	2	台			代価表-35
LED誘導灯 C級 避難口		3	台			代価表-36
LED誘導灯 B級 BL形 避難口片面	(1階職員入口用は避難方向矢印付き)	2	台			代価表-37
LED誘導灯 B級 BL形 避難口両面	(避難方向矢印付き)	1	台			代価表-38
LED非常灯 埋込形 専用型 低天井小空間用 電池内蔵型		2	台			代価表-39
LED非常灯 埋込形 専用型 低天井小空間用 WP 電池内蔵型		2	台			代価表-40
計						

明細書						第2号-明細書 (1式当り)
蛍光灯器具撤去						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	適用
FL10W×1 露出形		1	台			代価表-41
FL20W×1 露出形		3	台			代価表-42
FL20W×1 埋込形		1	台			代価表-43
FL20W×2 埋込形		1	台			代価表-44
FL20W×5 露出形		1	台			代価表-45
FL40W×1 露出形		14	台			代価表-46
FL40W×1 露出形 白熱灯内蔵器具	非常照明一体型(白熱灯)	1	台			代価表-47
FL40W×1 埋込形		5	台			代価表-48
FL40W×1 つり下げ形		1	台			代価表-49
FL40W×1 埋込形 白熱灯内蔵器具	非常照明一体型(白熱灯)	2	台			代価表-50
FL40W×2 埋込形		40	台			代価表-51
FL40W×2 埋込形 白熱灯内蔵器具	非常照明一体型(白熱灯)	1	台			代価表-52
FL40W×2 つり下げ形		38	台			代価表-53
FL40W×2 露出形 2連結		2	台			代価表-54
FL40W×2 埋込形 5連結		2	台			代価表-55
FL40W×3 埋込形		6	台			代価表-56

FL40W×5 埋込形		3	台			代価表-57
FL110W×1 埋込形		1	台			代価表-58
FHF32W×1 露出形		4	台			代価表-59
FHF32W×2 埋込形		4	台			代価表-60
白熱灯器具 埋込灯		7	台			代価表-61
白熱灯器具 フラケットライト		5	台			代価表-62
HID灯器具(ア) (埋込150W以下)		10	台			代価表-63
HID灯器具(ア) (埋込250W以下) (灯具昇降装置含む)		8	台			代価表-64
LEDベースライト40W×1相当及び40W ×2相当 直付形		12	台			代価表-65
LEDベースライト40W×1相当 直付形 3連結		10	台			代価表-65
LEDベースライト20W×2相当 埋込形		1	台			代価表-66
LEDベースライト40W×1相当及び40W ×2相当 埋込形	23W×1 も含む	22	台			代価表-67
LEDベースライト40W×2相当 埋込形 2連結		2	台			代価表-67
LEDベースライト40W×1相当 埋込形 4連結		2	台			代価表-67
誘導灯 FL10×1		3	台			代価表-68
誘導灯 FL20×1		3	台			代価表-68
計						

撤去 (蛍光灯器具) FL20W×1 埋込形

名称	規格	単位	数量	単価	金額	適用
電工		人				
諸経費		式	1			
計						

撤去(LED器具)LED照明ベースライト 40W×1、40W×2 埋込形 下面開放形(LRS3-4)

再使用しない

名称	規格	単位	数量	単価	金額	適用
電工		人				
諸経費		式	1			
計						
2連結器具						
電工		人				
諸経費		式	1			
計						
4連結器具						
電工		人				
諸経費		式	1			
計						

材料数量表

名称	器具記号	単位	数量
LEDへーすライト 20W×1相当 直付形 逆富士形	ウ	台	1
LEDへーすライト 40W×1相当 直付形 笠付 SUS・WP	カ	台	4
LEDへーすライト 40W×1相当 壁直付形 片反射笠付	オ	台	7
LEDへーすライト 40W×1相当 チェーン吊 笠付	ノ	台	1
LEDへーすライト 40W×2相当 チェーン吊 笠付	ハ	台	38
LEDへーすライト 40W×1相当 直付形 逆富士形	エ	台	3
LEDへーすライト 40W×1相当 直付形 逆富士形×3連結	ケ	台	10
LEDへーすライト 40W×1相当 直付形 逆富士形 SUS・WP×2連結	ク	台	2
LEDへーすライト 40W×2相当 直付形 逆富士形 SUS・WP×2連結	コ	台	2
LED灯 シーリングライト 10畳用 (現状直接配線)	ヒ	台	1
LEDへーすライト 20W×1相当 埋込形 下面開放形	サ	台	1
LEDへーすライト 20W×2相当 埋込形 下面開放形	シ	台	2
LEDへーすライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形	ス	台	12
LEDへーすライト 40W×2相当 埋込形 乳白カバー付	ツ	台	4
LEDへーすライト 40W×2相当 埋込形 ルーバー付	テ	台	13
LEDへーすライト 40W×2相当 埋込形 乳白カバー付×5連結	ニ	台	2
LEDへーすライト 40W×5相当 埋込形	ヌ	台	3
LEDへーすライト 40W×2相当 埋込形 下面開放形 グレア抑制形	チ	台	8
LEDへーすライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP	セ	台	12
LEDへーすライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×2連結	ソ	台	3
LEDへーすライト 40W×1相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×4連結	タ	台	2
LEDへーすライト 40W×2相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP	ト	台	3
LEDへーすライト 40W×2相当 埋込形 下面開放形 SUS・WP×2連結	ナ	台	2
LEDへーすライト 110W×1相当 埋込形 黑板灯	ネ	台	1
LEDスクエアライト 350タイプ 埋込形	フ	台	24
LEDスクエアライト 450タイプ 埋込形 (防虫仕様又は電球色)	ヘ	台	6
LEDへーすライト 10W×1相当 壁付 使用中灯	ア	台	1
LEDへーすライト 20W×1相当 直付形 棚下灯	イ	台	2

名称	器具記号	単位	数量
LED灯 60W相当 壁付ブラケットライト 露出形	ム	台	2
LED灯 100W相当 壁付ブラケットライト 露出形	メ	台	1
LEDダウンライト 13W相当 埋込形 150φ	ホ	台	2
LEDダウンライト 27W相当 埋込形 150φ	マ	台	5
LEDダウンライト 150W相当 埋込形 250φ WP	ミ	台	10
LED高天井ダウンライト 埋込形 400φ 高天井照明	☆	台	8
LED灯 サウナ用(耐熱、防湿仕様)(現状壁付ブラケット)	◇	台	2
LED誘導灯 C級 避難口	◎(小)	台	3
LED誘導灯 B級 BL形 避難口片面(1階職員入口用は避難方向矢印付き)	◎(中)	台	2
LED誘導灯 B級 BL形 避難口両面(避難方向矢印付き)	◎(中)(両)	台	1
LED非常灯 埋込形 専用型 低天井 小空間用 電池内蔵型	●(1)	台	2
LED非常灯 埋込形 専用型 低天井 小空間用 WP 電池内蔵型	●(2)	台	2
	合計		210